

生徒心得

1 学校生活について

(1) 登下校について

- ア 時間に余裕をもって、予鈴が鳴る8時25分までの早目の登校に心がける。
- イ 皆勤を目指し、安易な欠席・遅刻をしない。
- ウ 日課表、月間予定、年間予定等を十分に把握して、計画的に生活する。
- エ 自転車通学希望者は、「通学用自転車登録証」を提出し、通学許可を得る。
- オ 遅刻して登校した場合は、第2職員室で「遅刻届」を受け取り、所定の手続きをする。
- カ 早退希望者は、第2職員室または保健室で「早退許可願」を受け取り、所定の手続きをする。
- キ 登下校の際に交通事故に遭った場合や、不審者に遭遇した場合は、以下のことを行う。
 - (ア) 交通事故に遭った時は、軽傷の場合は、相手の身元を確かめるとともに、110番通報をし、警察に届け出る。相手に怪我がある場合は、119番通報をし、救急車を手配するなど適切な処置をとる。その後、生徒手帳巻末の交通事故の記録に記録する。
 - (イ) 不審者等による被害に遭った時は、まず110番通報をし、警察に届け出る。その後、速やかに学校に連絡する。
- ク 19時完全下校を守る。

(2) 授業、及び休み時間について

- ア SHR、授業、集会、放送等の連絡をしっかり聞き、その指示に従って行動する。
- イ 各休み時間の間に、次の授業の準備をしておく。
- ウ 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- エ 与えられた課題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- オ 始業時から終業時までの間は、許可なく校外に出ない。
- カ 保健室等で休養した場合は、その旨をホームルーム担任に報告する。(授業中の場合は、教科担任にも報告する。)

(3) 校内生活について

- ア 生徒手帳を常に携帯し、その内容について熟知しておく。
- イ 本校の服装、頭髪等の規定を守る。異装が必要な場合は、許可を得る。
- ウ いつでも誰に対しても、お互い気持ちよく挨拶を交わして生活する。
- エ 携帯電話・スマートフォンは、マナーを守り、本校が示す正しい目的に合わせて使用する。
- オ 自分の持ち物には必ず記名し、落とし物・忘れ物等をしないように努める。
- カ 持ち物の自己管理を徹底し、貴重品は常に身に付けるか、貴重品袋を利用する。
- キ 落とし物をした時、落とし物を拾った時や盗難に遭った時は、ホームルーム担任、又は生徒指導部に申し出る。
- ク 公共物を破損した時やなくした時は、ホームルーム担任、又は生徒指導部に申し出る。

- ケ 教室、ロッカー、部室等の整理、整頓に心がけ、指定以外の場所に私物を置かない。
- コ 本校規定のスリッパ、体育館シューズ等を履き、上下兼用をしない。
- サ 避難経路や避難方法を熟知し、緊急の時など迅速、安全に避難できるようにする。
- シ 休業日の登校や下校時間後の残留を希望する場合は、関係職員に相談し、許可を得たうえで行う。
- ス 校内放送、印刷物の発行、及び配布、ポスター等の掲示は、関係職員の指示を得たうえで行う。
- セ 集金や寄付行為をする時は、届出をし、許可を得たうえで、職員立会いの下に行う。
- ソ 校内での集会、行事等の開催のために教室や器具等を使用する場合は、許可を得たうえで行う。
- タ 校内で火気を使用することは、原則として禁止をする。やむを得ず使用する場合は、職員の指導と立会いの下で行う。

2 校外・家庭生活について

(1) 生活の基本について

- ア 本校生徒としての自覚と誇りをもち、品位ある健全な生活を送る。
- イ 家族や地域の一員であることを自覚し、奉仕の精神をもって生活する。
- ウ 休日や長期休暇中においても、規則正しい生活習慣を維持する。
- エ 外出する場合は、行き先を家族に伝えておくとともに、なるべく早く帰宅する。
- オ 住所変更等家族状況に変動があった場合は、必ずホームルーム担任に届け出る。

(2) 許可が必要な事項について

- ア 家庭の事情によりアルバイトを希望する場合、「アルバイト申請書」（生指第1号様式）を提出すること。

(3) 禁止事項

- ア 法律等で禁止されている場所や風紀上好ましくない所への出入り（パチンコ店等）
- イ 無断アルバイト
- ウ 自動車、オートバイ等の免許の無断取得

(4) その他の手続

- ア 学割の発行を希望する場合は、「学割発行願」（生指第2号様式）を提出すること。

3 服装規程

服装はすべて端正なものを用い、高校生として品位を保つように努めること。

(1) 制服

- ア 冬服 詰襟標準学生服（ボタン5個、袖2個）と標準学生ズボン（色は黒）を用い、白カラーを付け、左襟に規定のバッジを付ける。
夏服 白のカッターシャツ又は開襟シャツに、黒の標準学生ズボンを用いる。シャツの左胸ポケットの上端真ん中に指定の校章をアイロンプリントするか、指定のバッジを付ける。
- イ 冬服 本校制服取扱店で販売されているブレザーとスカート又はスラックスを着用す

る。本校指定のスマールタック式バッジを左襟又は左胸につける。スカート丈は膝中心とする。

夏服 白のカッターシャツ又は開襟シャツに、スカート又はスラックスを着用する。左胸ポケット上端真ん中に本校指定のスマールタック式バッジ、又は指定のアイロンプリントを付ける。

(2) その他

- ア 靴下 白・紺・黒のいずれかを基としたものを着用する。ストッキングはベージュを基とし、無地、織り柄のないものを用いる。
- イ 通学靴 華美や高価なものでなく、通学にふさわしいものを使用する。
- ウ 上履き 学校指定のスリッパを使用する。
- エ 頭髪 清楚を旨とする。着色、脱色をしない。髪飾りを使用する時は、極端に装飾性の強いものは着用しない。
- オ 化粧等 清楚を旨とし、化粧等はしない。色付きリップクリームやカラーコンタクト等も使用不可。
- カ 防寒具 高校生にふさわしいもので、華美なものは用いない。制服の下に着用するベスト、カーディガン等の色は、紺、黒、グレーのいずれかとする。また、冬服着用時は、黒色無地の柄なしタイツの着用を許可する。
- キ 雨具 自転車通学者は、雨ガッパを使用する。
- ク 衣替え 原則として6月1日、10月1日とし、前後に2週間程度の移行期間を設ける。

(3) 異装届

何らかの理由により、規定された衣服等を着用できない場合は、必ず異装届を生徒指導部に提出し、許可を得る。

4 規定の改正又は廃止の手続き

- (1) 生徒会執行部は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。